

## 目 次

### 査 察 部

(ページ)

1 査察部の概要	1
(1) 査察の使命	1
(2) 機構	1
(3) 査察事務の手順	2
(4) 平成30年度（平成30年4月～平成31年3月）の査察事績	3
2 令和元年度における査察事務運営	3
参考 1 令和元年度検察官・国税査察官合同中央協議会	4
参考 2 令和元年度の日程等	4

# 事務運営の概要等

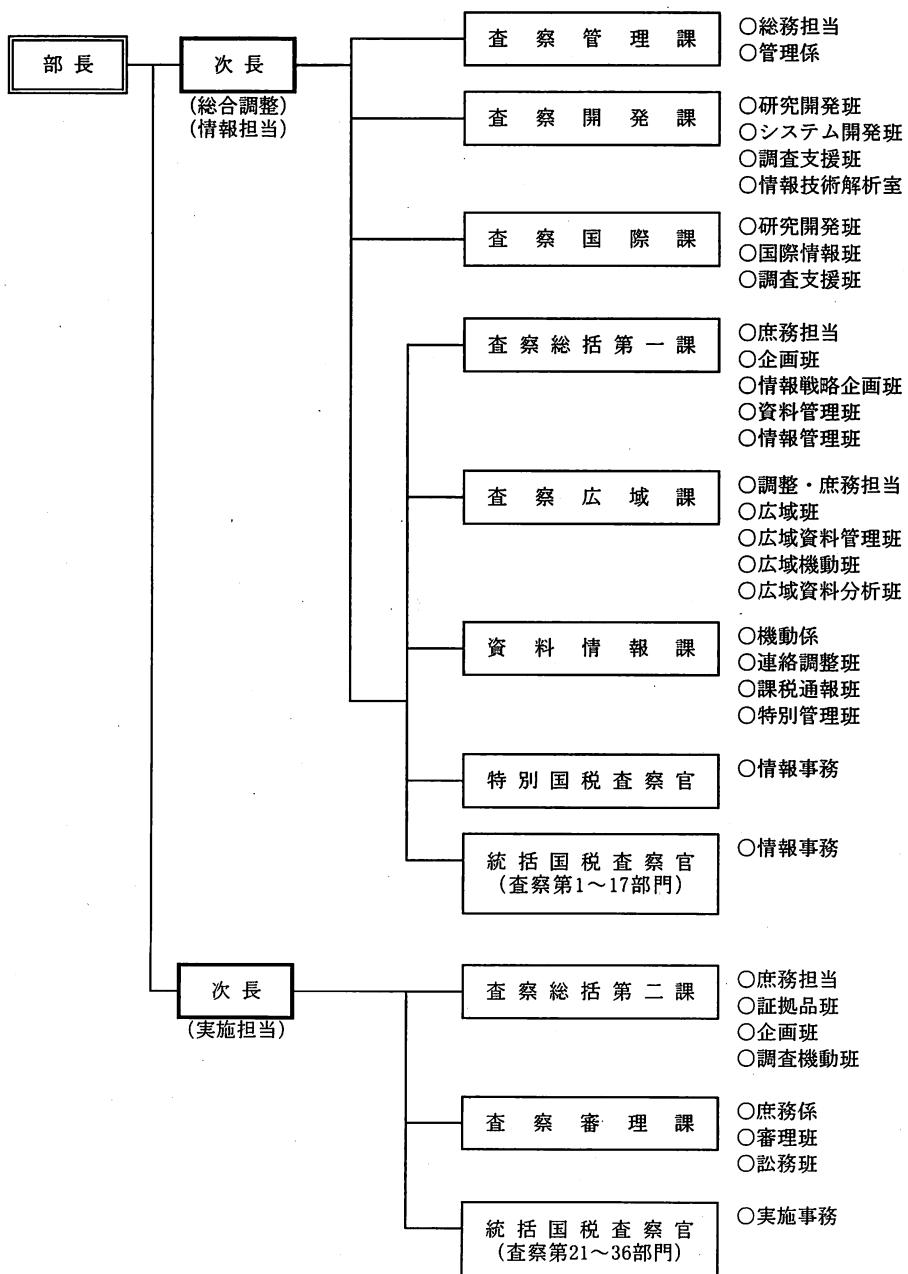
査察部 査察管理課

## 1 査察部の概要

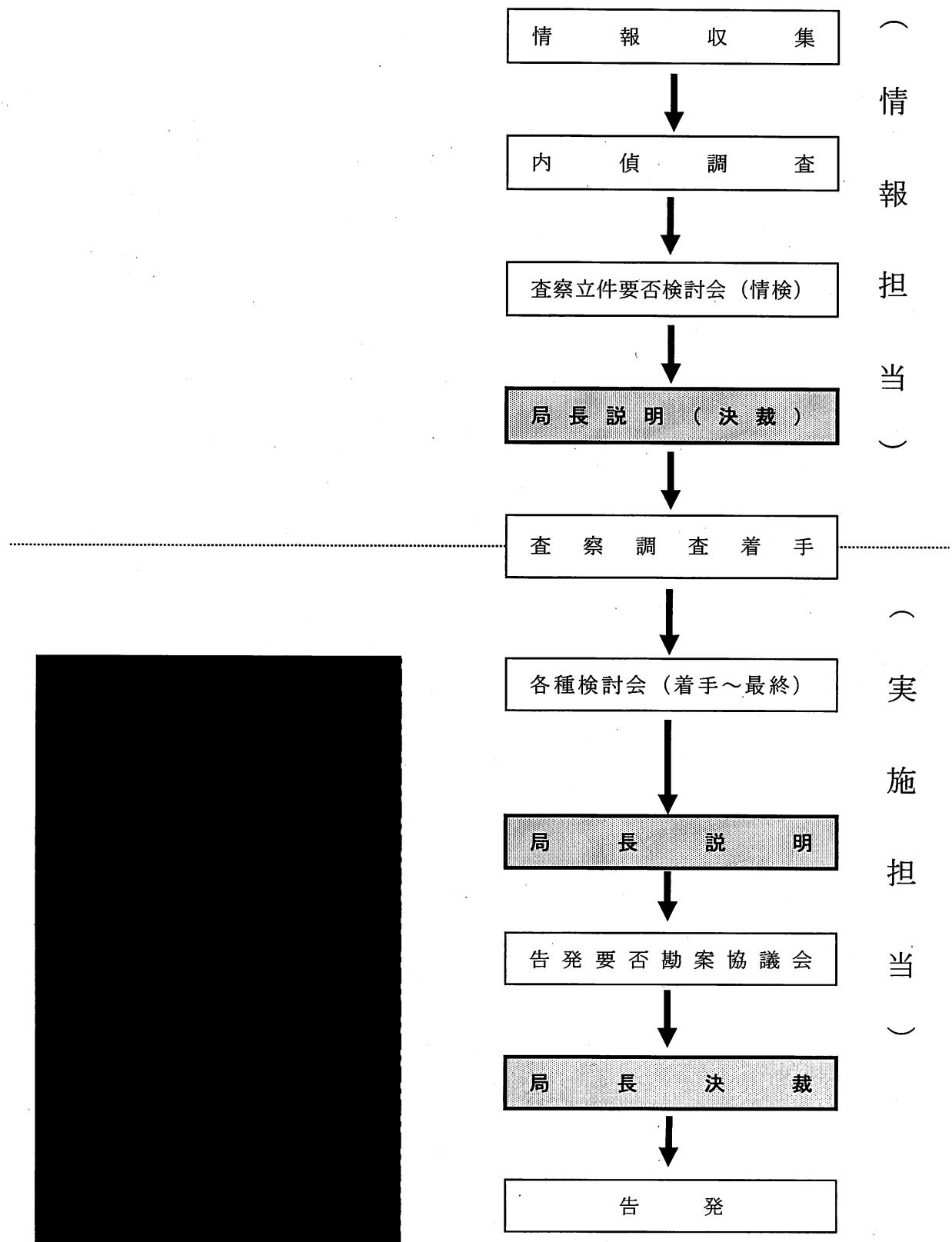
### (1) 査察の使命

査察制度の目的は、税務行政の一環として、悪質な脱税者に対し刑事责任を追及し、その一罰百戒の効果を通じ、適正・公平な課税の実現と申告納税制度の維持に努めることにある。

### (2) 機構



(3) 査察事務の手順



(4) 平成30年度（平成30年4月～平成31年3月）の査察事績

平成30年度の査察着手件数は51件（前年度63件）であり、処理件数は58件（前年度60件）、そのうち35件（前年度37件）を告発した。

増差税額総額は、57億4,300万円（前年度59億9,800万円）で、告発分1件当たりの増差税額は、1億3,700万円（前年度1億100万円）であった。

東京局の全国に占める割合は、着手件数30.7%、処理件数31.9%、告発件数28.9%であり、増差税額総額は41.0%を占めている。

[参考] 着手・処理状況（4月～3月）〔上段【】書きは東京、下段は全国〕

（単位：件、百万円）

区分 年度	着手 件数	処理 件数	告発 件数	告発率	増差税額		
					総額	告発分	
						総額	1件当たり
28	【57】 178	【66】 193	【41】 132	【62.1%】 68.4%	【4,967】 16,106	【3,469】 12,692	【85】 96
29	【63】 174	【60】 163	【37】 113	【61.7%】 69.3%	【5,998】 13,509	【3,752】 10,001	【101】 89
30	【51】 166	【58】 182	【35】 121	【60.3%】 66.5%	【5,743】 13,999	【4,790】 11,176	【137】 92
対前年比 (東京)	81.0%	96.7%	94.6%		95.7%	127.7%	135.6%
30年分 対全国比	30.7%	31.9%	28.9%		41.0%	42.9%	

（注） 増差税額には、加算税額を含む。

## 2 令和元年度における査察事務運営

査察制度は、悪質な脱税者に対して刑事责任を追及し、その一罰百戒の効果を通じて適正・公平な課税の実現と申告納税制度の維持に資することを目的としている。

この目的を達成するため、査察を取り巻く環境が変化する中であっても、社会的に非難されるべき悪質な脱税を的確に摘発し検察官に告発できるよう、情報事務と調査事務を通じて、組織力を発揮した効果的・効率的な事務運営に努めるとともに、重点事案<sup>(注)</sup>の積極的な立案・処理に取り組む。

（注） 重点事案

- (1) 消費税受還付事案・・・国庫金の詐取ともいえる悪質性の高い行為
- (2) 無申告ほ脱事案・・・申告納税制度の根幹を搖るがす行為
- (3) 国際事案・・・・海外取引を利用した悪質・巧妙な不正行為

## 1 令和元年度検察官・国税査察官合同中央協議会（中央協議会）

### (1) 中央協議会の趣旨・目的

中央協議会は、法務省及び国税庁の主催により、全国の検察官と国税査察官が一堂に会し（法務・検察側：約50名、国税側：約60名）、過去の脱税事件を題材として、調査・捜査や処理上の問題点等について討議を行い、国税査察官と検察官の能力の向上を図るとともに、将来の適正な調査・捜査実務に資する目的で開催するものである。

### (2) 構成員

- イ 法務省・・・刑事局長、刑事課長、参事官、検事等
- ロ 檢察庁・・・高検検事長、地検検事正、財政経済担当検事
- ハ 国税庁・・・長官、調査部長、査察課長、補佐、主査等
- ニ 国税局・・・部長、次長、課長、統括官、主査等
- ホ 開催局・・・局長、総務部長（参列者）

### (3) 開催局

平成29年度以降、東京局・大阪局は3年に1回、名古屋局・関信局は6年に1回の開催。

## 2 令和元年度の日程等

- (1) 日 程 令和元年9月5日（木）～6日（金）
- (2) 開催局 東京国税局（局庁舎内にて開催）
- (3) 事 案 [REDACTED]

# 目 次

## 監督評価官室

(ページ)

### 1 基本的な考え方

(1) 所掌事務	1
(2) 体制等	1
(3) 主な事務の概要	1

### 2 令和元事務年度の事務運営

(1) 監督事務	2
(2) 実績の評価の実施事務	2

### 【参考】平成30事務年度の事務の実施状況

(1) 監督事務	3
(2) 実績の評価の実施事務	3

別紙1 特別監督事項の年度別テーマ	5
-------------------	---

別紙2 実績評価に係る目標体系	7
-----------------	---

## 事務運営の概要等

監督評価官室

### 1 基本的な考え方

#### (1) 所掌事務

監督評価官室の所掌事務は、次の2つに区分される。

- ・ 国税庁の所掌事務の監察に関すること。
- ・ 実績の評価に関する事務の実施に関すること。

#### (2) 体制等

イ 監督評価官室は、国税庁長官官房総務課に置かれており、また、各局署等を対象に事務監察を行う派遣監督評価官は、国税庁に属する監督評価官の身分のまま各局に恒常に派遣するという体制を採っている。

ロ 各派遣が行う監督事務のうち、特別監督及び一般監督については、現行の派遣制度の下で監督事務のより効果的・効率的な運営を実施するため、全国の派遣監督評価官室を東西のブロックに分けた合同運営（他派遣との乗り入れ）を、2年間の試行を実施した上で、平成29事務年度から本格実施となった。

ハ 令和元事務年度における監督事務については、長官特命特別監督及び行政文書等の事務監察の充実を基本としつつ、ブロック別に計画的一般監督を実施するほか、新たに発生した課題にも機動的に対応するなど、効果的・効率的な運営に取り組むこととしている。

このため、特別監督の実地の事務監察及び一般監督について、全国の派遣監督評価官室を東京派遣室及び大阪派遣室を中心とする東西2ブロックに分けて合同運営体制により事務を実施する。

ニ 事務監察は、局内各主管課（室）及び署との緊密な連絡を保ちつつ、第三者的かつ客観的立場で実施し、局署の事務の実施状況を合規性、適正性、能率性等の観点から実地に調査・検査して評価し、もって事務運営の改善事項について提言する。

#### (3) 主な事務の概要

##### イ 監督事務

###### (イ) 長官特命特別監督

長官から命を受けた特定事項について、国税庁内部部局、国税局、税務署等を対象に実施する。

###### (ロ) 局長要請特別監督

局長から命を受けた特定事項について、局署を対象に実施するが、平成29事務年度以降においては、局単位で改善が必要で、かつ、必要性・緊急性が特に

高い課題に限り行うこととし、原則として実施しないこととしている。

(八) 計画的一般監督

派遣監督評価官室長等の判断で、庁局の事務運営等を客観的見地から検討するため、年間を通じて計画的に実施する。

(九) 機動的一般監督

局長から要請があった課題等及び派遣監督評価官室長等の判断で、派遣先局署の事務改善に資するため、速やかに対応が必要な課題等を把握した場合は、積極的に実施する。

(十) 行政文書等の事務監察

公文書等管理法等に基づき、行政文書等の管理について必要事項を定めた国税庁訓令等に従って、行政文書等が適切に管理され取り扱われているかを確認し必要な改善を促すために実施する。

□ 実績の評価の実施事務

中央省庁等改革基本法に基づき、国税局が実施する実績の評価の実施事務に必要な事項の周知及び指導・助言を行う。

## 2 令和元事務年度の事務運営

(1) 監督事務

令和元事務年度の監督事務のテーマは、次表のとおり。

区分		テーマ等	
特別監督	長官特命	情報共有の現状と課題	
一般監督	計画的	[全派遣共通] 行政文書等の管理状況等	
		[東ブロック共通] 再任用職員の能力活用の現状と課題	
機動的		必要に応じて実施を検討	
行政文書等の事務監察		行政文書等の管理及び取扱いの状況について書面審査を基本とした事務監察を実施	

※ 過去の特別監督テーマは、【別紙1】のとおり。

(2) 実績の評価の実施事務

令和元事務年度の実施計画（政策評価懇談会における審議を経た後、財務省ホームページで公表予定であり、具体的な実績目標等は【別紙2】のとおり）及び実施通達並びに平成30事務年度の評価書（令和元年10月公表予定）の評価結果を踏まえ、事務

の改善及び納税者利便の向上に資するよう、引き続き必要事項の周知及び指導・助言を行う。

なお、令和元事務年度に局署で実施する研修は、次表のとおり。

研修の名称	研修の概要	実施時期
実績の評価 (令和元事務年度実施計画)	令和元事務年度の実績目標等を説明し、併せて実績の評価事務の概要を理解させることを目的に実施	令和元年8月 ～同年10月
実績の評価 (平成30事務年度実績評価書)	平成30事務年度の実績目標等の達成度について理解を深め、納税者サービスの向上や事務の効率化に努めることを目的に実施	令和元年12月 ～令和2年1月

※ LANトレーニングシステムにより実施する。

#### 【参考】平成30事務年度の事務の実施状況

##### (1) 監督事務

区分		テーマ
特別監督	長官特命	署の相談・窓口事務の現状と課題
一般監督	計画的	[全派遣共通] 行政文書等の管理状況等
		[東ブロック共通] 非常勤職員に係る事務運営の現状と課題
	機動的 (必要に応じて実施)	①広域運営対象署事案における事務手続 ②災害対応マニュアル
行政文書等の事務監察		書面審査を基本とした事務監察

##### (2) 実績の評価の実施事務

区分	公表等の年月日
平成30事務年度の実施計画	平成30年8月31日公表
平成30事務年度の実施通達	平成30年9月21日発達
平成29事務年度の評価書	平成30年10月31日公表

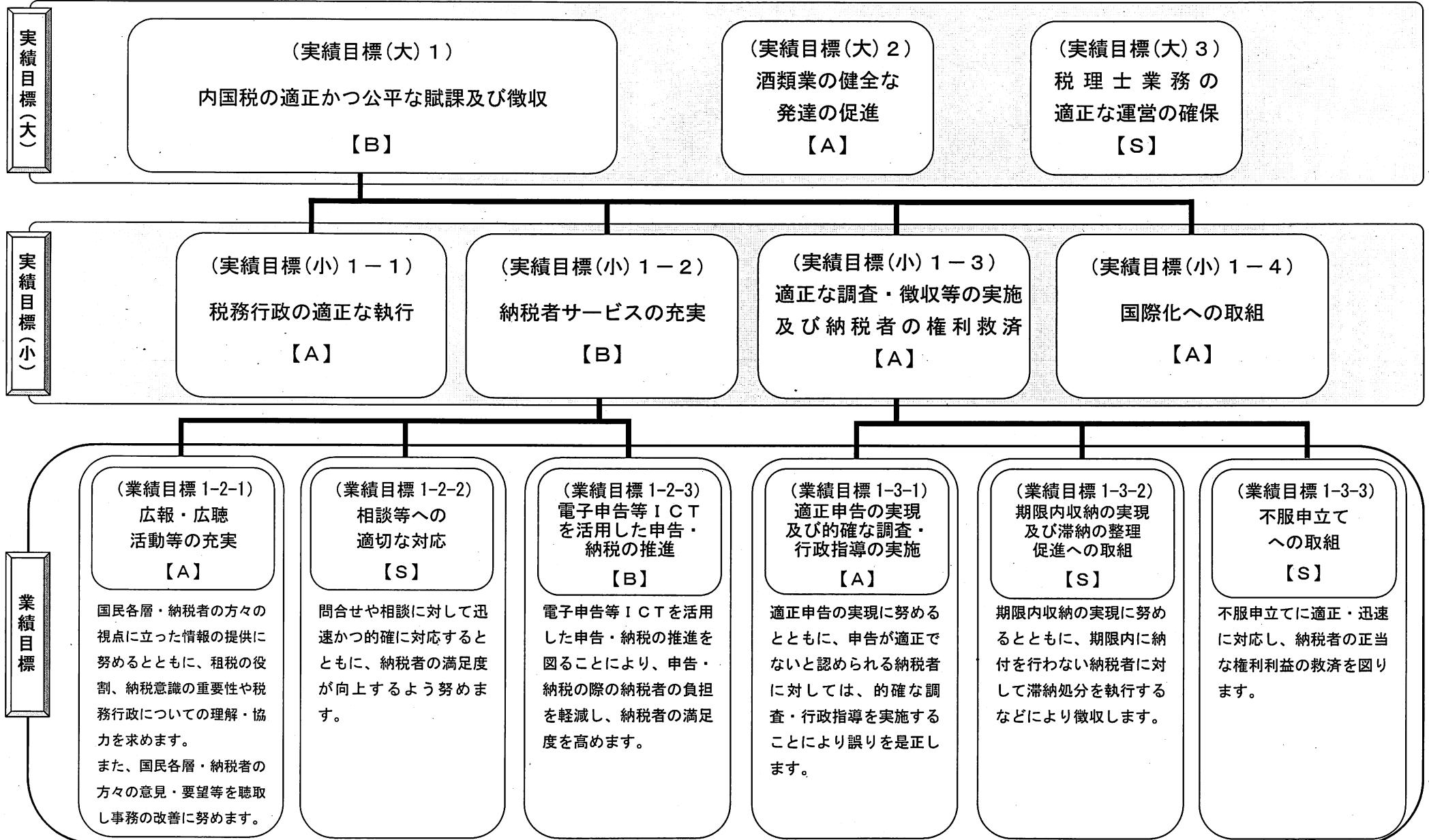
#### 〔参考〕職員への周知・指導の状況

区分	内容等
研修	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ LANトレーニングシステムによる研修（実施計画、評価書）</li> <li>・ 税務大学校東京研修所普通科生を対象とする講義</li> </ul>
情報提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 監督評価官室情報「INFO」の発行（年5回）</li> <li>・ 「税務署についてのアンケート」実施等について局WANテロップへの掲載</li> <li>・ PDCAサイクルにつき、局WANテロップへの掲載</li> </ul>

### 特別監督事項等の年度別テーマ

事務年度	長官特命	計画的一般監督（東ブロック共通テーマ） 〔局長要請〕
元	<input type="radio"/> 情報共有の現状と課題	<input type="radio"/> 再任用職員の能力活用の現状と課題
30	<input type="radio"/> 署の相談・窓口事務の現状と課題	<input type="radio"/> 非常勤職員に係る事務運営の現状と課題
29	<input type="radio"/> 署の統括国税調査（徴収）官の管理事務の現状と課題	<input type="radio"/> 広報事務の現状と課題
28	<input type="radio"/> 署の資料情報事務の現状と課題	〔ワーカーライフバランスに関する職員の意識と今後の課題〕
27	<input type="radio"/> 署の統括国税調査官・審理専門官（審理担当者を含む）による調査審理の現状と課題	〔税務署に対する外部評価の現状と課題（開かれた税務署に向けた環境づくりについて）〕
26	<input type="radio"/> 署の調査事務運営の現状と今後の在り方	〔署における先端分野に対する取組の現状と課題（国際税務専門官及び情報技術専門官を中心として）〕
25	<input type="radio"/> 内部事務一元化の現状と今後の在り方	〔今後の職員構成を踏まえた人材活用の在り方〕
24	<input type="radio"/> 事務の集中化の現状と今後の在り方	〔管理運営事務の現状と課題〕
23	<input type="radio"/> 災害等非常時の対応状況の現状と今後の在り方～通常の勤務体制がとれない状況となった場合の対応マニュアル作成を目指して～	〔署一般調査部門における統括官の現状と今後の在り方〕
22	<input type="radio"/> 課税内部事務の現状と今後の在り方	〔マネジメントの現状と課題～円滑な事務運営の推進に向けて～〕

# 平成 30 事務年度 実績目標等の体系図



(注)【 】は、直近の「平成 29 事務年度の評定結果」である（評定は、「S+」、「S」、「A」、「B」、「C」の5段階）。

# 目 次

## 国税庁長官官房

### 【東京派遣国税庁監察官室】

1 基本的な考え方 .....	1
(1) 所掌事務 .....	1
(2) 機構定員 .....	1
(3) 事務運営 .....	1
2 巡察 .....	1
(1) 巡察事務 .....	1
(2) 予防講話 .....	1
(3) 資料情報の収集 .....	2
3 非行監察及び犯罪捜査 .....	2
4 部内及び関係機関との緊密な連絡・協力等 .....	3
(1) 緊密な関係の構築 .....	3
(2) 非行事案の検討 .....	3

## 事務運営の概要等

### 東京派遣国税庁監察官室

#### 1 基本的な考え方

##### (1) 所掌事務

東京国税局及び東京国税不服審判所の職員の行為について、服務上の適否を調査し、非行の防止及び発見並びに処理を行う。

また、職務に関連する犯罪があると思料される場合には、捜査を行い、必要な措置を採り、もって綱紀を維持し、公正な税務行政の運営に資することを任務としている。

##### (2) 機構定員

国税庁監察官は、国税庁から各局へ派遣する「派遣制度」を採っており、東京派遣国税庁監察官室には39人が派遣されている。

また、監察事務をより機能的に実施するため、総括班、監察班（7班）及び総務担当という班編成を敷いている。

**首席監察官一次席監察官一主任監察官(10)一監察官(14)一監察官補(10)一主任(3)**

※ 上記のほか、平成26事務年度から、短時間勤務の再任用職員の監察官補（2名）が派遣されている。

##### (3) 事務運営

監察官事務の運営に当たっては、基本理念である「非行の根絶」に向け、「非行の未然防止と早期発見」に重点を置いて実施することとし、非行が発生した場合には、組織一体となって迅速かつ的確な処理を行い、綱紀の厳正な保持に努める。

このため、監察官及び監察官補は、その任務を十分認識して、局署及び関係機関と緊密な連絡・協調を図りながら、監察官事務の組織的かつ効果的な運営を図る。

#### 2 巡察

監察官等が数次にわたって局署の各部署を巡回して監察し、次のとおり実施する。

##### (1) 巡察事務

局署の幹部職員と緊密な接触を図り、幹部職員の非行の未然防止に関する意識付けや身上把握の充実及び事務管理の徹底を要請するとともに、非行の実態及び非行に関する情報・風評等についての情報交換や、個々の職員の問題についての対応策を協議、指導する。

##### (2) 予防講話

###### イ 監察官による予防講話

非行の未然防止の徹底を図るため、事務年度当初に署幹部職員を対象とした予防

講話を実施するとともに、事務年度上半期の早い時期に署の全職員を対象として、パワーポイントの活用や職員に自ら考えさせる討議方式により、実効性のある予防講話を実施する。

また、局職員についても、全職員を対象に年2回「局内予防講話」を実施するほか、各部課（室）で行われる会議・研修等での予防講話依頼があった場合は、積極的に対応する。

更に、局署の非常勤職員についても、全非常勤職員を対象にパワーポイントを活用するなどして、予防講話を実施する。

#### ロ 局署幹部による予防講話

非行の未然防止は、監督者の本来の責務であることを自覚させるため、特に署にあっては、署長・副署長に対し、全職員を対象とした予防講話の複数回実施や署内研修等の機会あるごとに注意喚起を行うよう指導するとともに、監察官室においては、そのための資料や情報を提供する。

#### ハ 司法機関による予防講話

年2回（定期人事異動後及び確定申告終了後の早い時期）、管内警察署に講師派遣を依頼し、一般犯罪講話・交通講話を実施するよう要請する。

### (3) 資料情報の収集

有効な資料情報は、非行の「早期発見及び未然防止策」として極めて重要であることから、各種の資料収集や局署等からの潜在非行の情報収集などに努める。

なお、巡察事務や部外情報等により非行情報を把握した場合は、情報管理を徹底した上で、関係簿書類の調査及び聞き込み等の適切な方法によって、資料解明調査等を速やかに実施し、非行監察等の要否を検討する。

## 3 非行監察及び犯罪捜査

非行監察は、職員の非行容疑について、その全てを調査し、証拠の裏付けを行い、非行事実の有無を確認するとともに、その非行事実が懲戒事由に該当すると認められる場合には、行政上の措置を探るための意見具申を行う。

犯罪捜査は、職員の非行容疑が財務省設置法第27条第1項各号に掲げる犯罪（職務に関する犯罪等）に該当すると認められる場合に、必要な刑事上の措置を探るための捜査を行い、事件を検察官に送致することを目的として行う。

なお、職務関連以外の非行事案（一般非行事案）については、考查課と緊密な連携と協調を図りつつ対応する。

#### 4 部内及び関係機関との緊密な連絡・協力等

##### (1) 緊密な関係の構築

関係機関に対しては、税務行政及び監察制度に対する理解を深めてもらうとともに、信頼関係の更なる確立と、より一層の連絡・協力体制の維持・発展に努める。

##### [参考]

- ・ 檢察庁関係 … 東京地方検察庁、横浜地方検察庁、千葉地方検察庁、甲府地方検察庁
- ・ 警視庁関係 … 警視庁  
所轄警察署（102署）
- ・ 県警関係 … 神奈川、千葉、山梨各県警本部  
所轄警察署（105署：神奈川県54署、千葉県39署、山梨県12署）

##### (2) 非行事案の検討

非行事案について、動機、発生原因、身上把握等の状況、予防講話の効果、非行の未然防止ができなかった理由等を確認し、非行の未然防止策を検討する。

また、検討事項については巡察事務等に適切に反映させるとともに、必要に応じて、関係部署に改善意見を伝える。

# 目 次

## 税 大 東 研

	(ページ)
1 基本的な考え方 ······	1
2 普通科における確定申告期実地研修 ······	1
3 令和元年度に実施する主な研修 ······	2

## 事務運営の概要等

### 税務大学校東京研修所

#### 1 基本的な考え方

税務大学校は、国税庁の所掌事務に従事するために必要な研修を行う国税庁の施設等機関であり、その地方研修所である東京研修所においては、若手職員を対象とする研修である「普通科」、「中等科」及び「専攻税法研修」を中心とし、併せて職員の能力・資質の向上を図るための「地方短期研修」及び税理士法第8条に規定する指定研修（通信研修）である「会計学」並びに「国際課税Ⅰ」等の通信研修8コースを実施している。

なお、普通科においては、令和元年度より税務職員採用試験に加え、障害者を対象とした選考による新規採用者が研修を行っている。

[参考] 令和元年度「普通科第79期生」の概要

採用局 区分	東京局	仙台局	名古屋局	沖縄所	計
男性	154	40	58	6	258
(1) 精神障害者	(17)	(2)	(6)	(1)	(26)
(2) 身体障害者	(7)	(3)	(2)	(0)	(12)
女性	85	20	30	5	140
(1) 精神障害者	(2)	(1)	(1)	(0)	(4)
(2) 身体障害者	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
計	239	60	88	11	398
(1) 精神障害者	(19)	(3)	(7)	(1)	(30)
(2) 身体障害者	(7)	(3)	(2)	(0)	(12)

(注) 普通科第79期生の人員は、6月12日時点のものである。

なお、上記かっこ書きは、障害者を対象とした選考による新規採用者（7月1日付採用者1名を含む。）を示す。

#### 2 普通科における確定申告期実地研修

普通科研修期間中に税務署の確定申告期における業務を実際に経験させることにより、税務職員としての自覚を高めさせ、当初配置後の実務への円滑な移行を図ることを目的として、平成30年度(普通科第78期)は、2月28日(木)～3月15日(金)に実施しており、令和元年度(普通科第79期)も、同様の期間で実施することとしている。

[参考] 平成 30 年度「確定申告期実地研修」の概要

研修対象者	373名
研修期間	平成31年2月28日（木）～3月15日（金）までの12日間
研修実施署 ( 29 署 )	千葉東、千葉南、千葉西、市川、船橋、松戸、成田、柏、芝、品川、新宿、江東西、江東東、目黒、渋谷、杉並、荻窪、豊島、王子、荒川、板橋、足立、西新井、葛飾、江戸川北、江戸川南、 <u>立川</u> 、 <u>武蔵府中</u> 、 <u>東村山</u>

(注) 研修実施署のうち、下線の署については、税務大学校和光校舎及び税務大学校関東信越研修所の学寮から研修実施署へ通勤した。

### 3 令和元年度に実施する主な研修

令和元年度に東京研修所において実施する主な研修は、次のとおりである。

種類	期間	人員	
		平成 30年度	令和 元年度
普通科（第79期）	31. 4. 3 (水)～2. 3. 26 (木) (226日間)	373	398
中等科（第6期）	31. 4. 11 (木)～1. 6. 25 (火) (48日間)	214	319
専攻税法研修（第10期）	1. 8. 21 (水)～1. 9. 19 (木) (21日間)	295	386
審理（特別）研修	1. 10. 28 (月)～1. 10. 31 (木) 2. 6. 4 (木)～2. 6. 5 (金) (最大6日間)	12	57
通信研修	会計学	23	28
	国際課税Ⅰ	33	31
	国際課税Ⅱ	217	247
	審理Ⅰ	69	84
	審理Ⅱ	197	206
	窓口英語Ⅰ	36	57
	窓口英語Ⅱ	17	35
	韓国語Ⅰ	30	32
	中国語Ⅰ	36	65

(注) 上記令和元年度の人員は、6月12日時点のものである。